

○新潟県中東福祉事務組合児童福祉施設等設置条例

昭和 61 年 8 月 30 日組合条例第 3 号

改正平成 11 年 3 月 10 日組合条例第 2 号

平成 18 年 1 月 1 日組合条例第 1 号

平成 24 年 3 月 6 日組合条例第 1 号

平成 25 年 3 月 13 日組合条例第 2 号

平成 27 年 2 月 23 日組合条例第 1 号

(設置)

第 1 条 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 42 条第 1 項に規定する福祉型障害児入所施設ふなおか学園を設置する。

2 児童福祉法第 24 条の 28 第 1 項に規定する障害児相談支援事業を行うため、相談支援事業所ふなおかを設置する。

3 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。)第 5 条第 1 項にきていする障害福祉サービスを行うため、障害者支援施設ふなおか更生園を設置する。

4 法第 5 条第 17 項に規定する相談支援事業を行うため、相談支援事業所ふなおかを設置する。

5 児童福祉法第 6 条の 2 第 4 項に規定する放課後等デイサービス及び法第 77 条第 3 項に基づく日中一時支援を行うため、フレンズポートふなおかを設置する。

6 施設の種別、名称、位置及び実施事業は、次のとおりとする。

種別	名称	位置	実施事業
福祉型障害児入所施設	ふなおか学園	五泉市尻上 118 番地	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害児入所支援 (児童福祉法第 42 条第 1 項) ・ 短期入所 (法第 5 条第 1 項) ・ 生活介護 (法第 5 条第 1 項) ・ 施設入所支援 (法第 5 条第 1 項) ・ 日中一時支援 (法第 77 条第 3 項)
児童福祉事業 地域生活支援 事業	フレンズポート ふなおか	五泉市尻上 118 番地	<ul style="list-style-type: none"> ・ 放課後等デイサービス (児童福祉法第 6 条の 2 第 4 項) ・ 日中一時支援 (法 77 条第 3 項)
障害者支援施設	ふなおか更生園	五泉市尻上 118 番地	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活介護 (法第 5 条第 1 項) ・ 施設入所支援 (法第 5 条第 1 項) ・ 短期入所 (法第 5 条第 1 項) ・ 日中一時支援 (法第 77 条第 3 項)

障害福祉サービス事業	青空	五泉市尻上 118 番地	・共同生活援助 (法第 5 条第 1 項)
相談支援事業	ふなおか	五泉市尻上 118 番地	・一般相談支援 (法第 51 条の 19 第 1 項) ・特定相談支援 (法第 51 条の 20 第 1 項) ・障害児相談支援 (児童福祉法第 24 条の 28 第 1 項)

(委任)

第 2 条 ふなおか学園及びふなおか更生園の管理については、管理者が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、昭和 61 年 9 月 1 日から施行する。
- 2 新潟県中東地区精神薄弱児施設組合児童福祉施設設置条例（昭和 41 年条例第 3 号）は、廃止する。

附 則（平成 11 年 3 月 10 日組合条例第 2 号）

この条例は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 1 月 1 日組合条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 6 日組合条例第 1 号）

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 13 日組合条例第 2 号）

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 2 月 23 日組合条例第 1 号）

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。